第４　計画推進のための基本的事項

１　計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず，等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人と

して尊重されるよう，障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを

持ち，自立し，安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと，障がいの

ある人がその有する能力と適性に応じ，自立した日常生活または社会生活を営む

ことができるよう，必要な障がい福祉サービスおよび障害児通所支援の提供を

はじめとするさまざまな支援を行います。

２　計画の基本的な方向

障がい者基本計画では，障がいのある人に対する施策の基本的な方向として，基

本的人権の尊重を根底に置き，「地域生活の支援体制の充実」，「自立と社会参加

の促進」，「バリアフリー社会の実現」の３つを掲げています。

障がい福祉計画では，この基本的な方向を踏まえ，地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため，次の５つを基本的な方向と定め施策の推進を図ります。

1. 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため，障がいのある人の自己決定を尊重し，その意思決定

の支援に配慮するとともに，障がいの種別や程度にかかわらず，必要な支援を受

けながら，自らの意思で住みたい場所を選び，自立し社会参加することができる

よう，相談支援体制をはじめ，障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

1. 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで，障がい福祉サービス等の実施

主体として，北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービス

等の充実に努めます。

1. 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から，地域生活への移行や就労支援に関する

サービスの提供体制を整備するとともに，保健，医療，福祉，労働，教育等の

関係機関が連携し，障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立を

めざします。

1. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け，制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保，お

よび専門的な支援を要する人や子どもに対して，各関連分野が共通の理解に基づ

き協働する包括的な支援体制の構築をめざします。

1. 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

　障がいのある子どもおよびその保護者が，身近な場所で，それぞれのニーズに

応じた，質の高い専門的な支援を受けることができるよう，障害児通所支援等の

充実を図ります。

　また，障がいのある子どもが，障害児通所支援を利用し，地域の保育，教育等

の支援を受けられるようにすることで，障がいの有無にかかわらず，全ての子ど

もが共に成長できるよう，地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進

します。